



原油先物ETF[愛称](銘柄コード:1699東証)

「NEXT FUNDS NOMURA原油インデックス連動型上場投信」[正式名称]

●NOMURA原油ロングインデックスとの連動を目指すETF(上場投資信託)です。

原油先物ETFの特徴

- 日本円換算したNOMURA原油ロングインデックスに連動する投資成果を目指します。
- 近年、コモディティへの投資、中でも原油価格の値動きを反映する商品への投資が注目されています。
- 国内組成のETFであり、通常の株式と同様に全国の証券会社にてお取り扱いしています。
- 上場日から貸借銘柄に選定されます。

対象指数の推移



指数の構成銘柄

New York Mercantile Exchangeに上場されている
Light Sweet Crude Oil(WTI原油先物)

NOMURA原油ロングインデックスとは

- NOMURA原油ロングインデックスは、世界の原油先物取引の中から、取引量が多く流動性が十分あるものを構成銘柄として採用し、原油価格の値動きに連動することを目的とするインデックスです。
- 2008年12月31日を基準日とし、その日の指数値を1000として算出されています。
- 指数算出ルールに従い、限月の変更を行います。
- 野村証券金融工学研究センターが算出を行っています。

ファンド情報

対象指数	NOMURA原油ロングインデックス
上場取引所	東京証券取引所
上場日	2010年5月17日
売買単位	10口
信託報酬	年0.525%(税込み)以内
決算日	2月10日
管理会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託受託者	野村信託銀行株式会社

投資対象について

原油先物等取引を主要取引対象とします。(ファンドは、内外の短期有価証券を中心に投資するとともに、原油先物取引等を行い、日本円換算した対象指数に連動する投資成果を目指します。)なお、石油価格または石油先物価格に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資する場合があります。

原油先物ETFの情報入手一覧

東京証券取引所 ホームページ

▼ETFの現在値

「ETFスクエア」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html>

(注) 検索される場合には、一覧表のETFの証券コード「1699」をクリックしてください。

▼一口あたりの純資産額、対象指数との乖離率、ファンドの組入銘柄等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

(注) 検索される場合には、検索条件に野村アセットマネジメントの検索コード「13064」を入力してください。

野村証券金融工学研究センター ホームページ

▼NOMURA原油ロングインデックスの紹介

<http://qr.nomura.co.jp/jp/oil/index.html>

野村アセットマネジメント株式会社 ETF専用ホームページ

▼商品概要や一口あたりの純資産額、市場価格等

<http://nextfunds.jp/top.html>

投資リスク

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

[原油先物等取引の価格変動リスク]

◆原油先物等取引の取引価格は、原油やその他石油、石油製品等の需給関係の変化、貿易動向、為替レート、政治的・経済的事由等の要因に基づき変動します。ファンドは、原油先物等取引の買建ての額を、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないますので、原油先物等取引の取引価格の変動により、ファンドの基準価額は大きく変動します。また、原油先物市場の流動性の低下、投機家の参入、政府の規制・介入等によって、原油先物等取引の取引価格が著しく不安定となる場合があることにご留意ください。

[為替変動リスク]

◆ファンドは、米ドルのエクスポージャーを原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ない、また、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

■その他の変動要因■

[金利変動リスク]

◆公社債等の短期有価証券は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは公社債等の短期有価証券に投資しますので、金利の変動により、ファンドの基準価額は変動します。

[信用リスク]

◆有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払が滞るリスクが生じる場合があります。

[有価証券の貸付等におけるリスク]

◆有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象指数と基準価額の乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象指数と高位に連動することを目指しますが、次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① 原油先物等取引の買建ての額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- ② 追加設定・解約等に対応するために行なった原油先物等取引及び外国為替取引の約定値段と当該日の評価値段とのずれ
- ③ 追加設定・解約時または取引を行なう原油先物等取引の限月の変更時等における売買コストの負担があること
- ④ 取引を行なう原油先物等取引の限月の変更を対象限月銘柄の出来高その他流動性等を勘案して行なうため、指数算出ルール通りに限月の変更を行なわない場合があること
- ⑤ 公社債等の短期有価証券への投資による利子等収入があること
- ⑥ 短期有価証券の価格が、市場金利の変動等により変動すること
- ⑦ 信託報酬等のコスト負担があること

また、主として以下のような状況が発生した場合、有価証券報告書の「投資方針」に従って運用ができない場合があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① 商品市場および外国商品市場において取引規制が変更された場合または新たに導入された場合
- ② 運用資金が少額の場合
- ③ 原油先物等取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に引き上げられた場合
- ④ 市場の大幅な変動や流動性の低下等により、原油先物等取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合

＜その他の留意点＞

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変等時には、有価証券報告書の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドは、金融商品取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離を生じます。ファンドの信託金限度額は、他の上場投資信託に比較して少額であるため、ファンドの取引価格と対象指数や基準価額との乖離は、相対的に大きなものになる可能性があります。
- ◆分配金は有価証券報告書の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、利子・配当等収益がない又は少額の場合等、分配金額がゼロとなる場合があります。
- ◆ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して30万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

ファンドは、公社債等の短期有価証券に投資するとともに、原油先物等取引を活用しますので基準価額は変動します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)。したがって、元金が保証されているものではありません。

課税上の取扱い

① 個人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

平成23年12月31日までの間は、分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

平成23年12月31日までの間は、売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

売却時、換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り)との通算が可能です。

換金(解約)時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

*換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

② 法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

平成23年12月31日までの間は、分配金については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

なお、益金不算入制度は適用されません。

*源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家(内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に限り)については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

受益権の取得価額と、売却価額又は解約価額もしくは償還価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等は、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標及び外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格又は基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、平成22年4月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代)